

事前調査結果等の届出（新たな簡易届出）制度について

【前回の検討会で示した案】

- レベル1・2の吹付石綿、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材等について適切な事前調査が行われず工事が開始された事例が散見されたことも踏まえ、一案として、届出対象は、石綿含有の有無に関わりなく、以下のとおり、原案の①②に加えて③とする。
 - ① 解体する部分の床面積が80m²以上の解体工事【原案】
※解体工事の定義は建設リサイクル法に準じる
 - ② 解体工事以外の建設工事であって新築又は増築の工事に該当しないもののうち、請負代金の金額が1億円以上のもの【原案】
 - ③ 壁、柱、天井等に吹付材が吹き付けられている又は保温材、耐火被覆材等が張り付けられている建築物の解体等の作業を行う場合における当該吹付材、保温材、耐火被覆材等を除去する作業（①及び②に該当するものを除く）【追加】

【前回の検討会で出された意見】

- ・ 電子届出を前提とすれば数がある程度増えてもそれらの情報を生かすことが可能である。とすればわかりやすい線引きとして500万円以上としてはどうか。
- ・ ③が入ると、全部対象となり、①と②の基準は不要となるのではないか。一方、「吹付け・保温材等がない」と言い張れば届出が不要となる可能性も残り、正直者が馬鹿を見ることになるのではないか。対象かどうかわかりやすい基準を設けるべきではないか。
- ・ 住宅に係る改修工事でいうと、相当大きい工事であっても500万円以上となるものはほとんどない。特に、住宅の改修工事でも水回りには石綿が使われている可能性が高いが、500万円という基準だとこうしたものがすべて対象外になってしまうので、例えば100万円など、もう少し広げるべきではないか。
- ・ 水回りの工事などが外れてしまうのはどうかと思う。

【前回の意見に係る検討】

- 上記案の①の解体する部分の床面積が80m²以上の解体工事という基準は、戸建ても含めて解体工事の大部分をカバーする（建設リサイクル法で、廃棄物排出量が解体工事全体の94%となる規模基準として届出対象としている範囲）ものとして設定した基準であり、この考え方については検討会において特段異論のないところである。
- 前回の検討会において、上記案の②として、①と同程度の廃棄物排出量である改修工事の規模として1億円という基準を示していたが、多くの反対意見が出され、対案として、500万円とする案、100万円とする案が出されたところ、それぞれの対案について、案①との関連性、平仄も含め、以下のとおりと考えられる。
 - ・ 延べ床面積80m²の2階建て木造住宅の解体費用（石綿含有建材がない場合）について、経済調査会の施工単価表等に基づいて試算すると、994,560円（約100万円）

となる。

※延べ床面積 80m²の2階建て木造住宅（石綿含有建材なし）の解体費用積算根拠

- ①上物解体（手壊し機械併用）単価 3,733 円/m²（経済調査会施工単価表）
- ②基礎解体（布基礎）単価 2,699 円/m²（経済調査会施工単価表）
- ③廃棄物処理費単価 12,000 円/t（再資源化施設・安定型最終処分場を想定したおおよその処理費単価）

解体費用 : (3,733 円 + 2,699 円) /m² × 80 m² = 514,560 円

廃棄物処理費 : 12,000 円^{※1} / t × 40 t（延べ床面積 80m²解体工事の標準的な廃棄物量）^{※2} = 480,000 円

※1 全国解体工事業団体連合会の調査に基づく試算

※2 建設リサイクル法制定時の根拠として用いられた数値

総費用 : 994,560 円

- ・ これに対し、改修工事の対象を仮に請負金額 500 万円以上とした場合、請負金額ベース比較した場合、解体工事の対象と平仄が合わなくなり、届出を求める対象工事の基準として統一性がなくなるという問題が生じる。
- ・ 一方、もう一つの対案として出された請負金額 100 万円以上という基準は、上記のとおり解体工事の対象とも請負金額ベースで平仄の合うものと考えられる。

【前回の意見を踏まえた対応案】

上記の検討を踏まえ、前回の意見でも出されたとおり、対象かどうか分かりやすい基準とすることにも留意し、新たな簡易届出の対象とする工事は、以下のものに一本化してはどうか。

<新たな簡易届出の対象とする工事の案>

請負金額が 100 万円以上である建築物の解体工事及び改修工事

※ 改修工事の請負金額について、当該工事の注文者が材料を提供する場合は、その市場価格又は市場価格及び運送料を加えた額とする。

※ これらの解体工事又は改修工事を、同一の事業者が 2 以上の契約に分割して請け負う場合は、これを 1 の契約で請け負ったものとみなして適用する。

<上記案の考え方>

- 新たな簡易届出については、解体工事の大部分をカバーできる対象とするという基本的な考え方は維持する。
- 解体工事と改修工事の対象について、統一的な考え方、基準に基づいて対象を決めることとする。
- 改修工事については、床面積に換算することが困難なものも想定されることから、請負金額による基準を設定することとする。
- なるべく基準は簡易かつ分かりやすいものとする。
- 上記を踏まえ、解体工事の大部分がカバーできる請負金額として 100 万円という基準とし、改修工事についても同じ基準を適用することとする。なお、100 万円は、石綿含有建材がない場合の延べ床面積 80m²の2階建て木造住宅の標準的な解体費用であり、石綿含有建材がある場合はさらに費用は上乘せとなるが、今般の届出の

対象範囲として、石綿の含有の有無に関わらず、戸建て住宅の解体工事に大部分をカバーできる範囲で設定するという議論を進めてきていることを踏まえ、上記の基準とすることとする。

＜建築物の種別・請負金額別のリフォーム・リニューアル工事受注件数＞

※国土交通省が平成 30 年度に実施した建築物リフォーム・リニューアル調査報告を基に、厚生労働省で作成したもの

	総計	住宅			非住宅									
		計	一戸建て住宅	共同住宅	計	事務所	店舗	工場等	倉庫等	学校	医療施設	宿泊施設	老人福祉施設	その他不明
100 万円未満	7,294,301	5,359,012	3,415,210	1,769,142	1,935,289	402,947	240,221	358,357	74,905	189,208	142,592	58,717	83,178	385,164
100 万円以上	2,132,509	915,979	631,754	252,030	1,216,530	268,112	180,806	273,773	51,393	75,760	65,039	45,299	27,070	229,280
100 万円～ 200 万円未満	1,014,956	563,865	401,017	142,827	451,091	103,713	57,853	102,038	18,175	29,133	25,414	14,232	9,235	91,298
200 万円～ 500 万円未満	742,391	298,019	205,928	82,312	444,372	99,294	71,644	99,525	19,094	27,877	23,645	18,367	8,706	76,221
500 万円～ 1,000 万円未満	233,511	33,225	18,898	12,603	200,286	40,182	32,345	44,641	8,555	9,675	10,794	7,563	6,780	39,750
1,000 万円～ 3,000 万円未満	118,632	12,117	5,388	6,158	106,515	22,560	17,296	24,275	4,843	7,211	4,407	4,680	2,043	19,200
3,000 万円以上	23,018	8,752	523	8,130	14,266	2,363	1,668	3,295	725	1,863	779	457	306	2,810
合計	9,426,810	6,274,991	4,046,964	2,021,172	3,151,819	671,059	421,027	632,130	126,298	264,968	207,631	104,016	110,248	614,444